

浜岡原子力発電所  
原子炉施設保安規定変更認可申請書  
補足説明資料

【ガラスバッジの導入に係る運用の詳細  
及び各条文の整理等について】

令和5年3月2日  
中部電力株式会社

## 1. はじめに

本資料は、浜岡原子力発電所（以下、「浜岡」という。）原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち「被ばく管理用計測器の種類の変更に伴う変更」に係る運用の詳細及び各条文との関係性等に関する補足説明資料である。

## 2. 線量管理の全体像について

### 2.1. 浜岡の線量管理について

現状、浜岡では、電子式線量計を使用して線量管理を行っており、管理区域内に入域する場合には、管理区域の入口に配備した電子式線量計を所持することで、日々の線量の測定や外部被ばく線量の評価を実施している。

令和5年10月1日に「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」が改正されることにより、外部被ばく線量の評価を行う線量計として公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）の認定測定サービス事業者のガラスバッジを使用することとなる。

令和5年10月1日以降は、浜岡で使用するガラスバッジは当社が取り纏めて管理する。具体的には、当社が、JAB認定測定サービス事業者から当社及び協力会社のガラスバッジを借用し、その後、当社及び協力会社へ配布する。配布したガラスバッジは、管理区域入域時を除き、当社の各部署又は協力会社の事務所に保管する。使用したガラスバッジは当社にて毎月回収し、JAB認定測定サービス事業者に測定を依頼する。その後、当社は、JAB認定測定サービス事業者よりガラスバッジの測定結果を受領し、線量管理システムに登録したうえで外部被ばく線量を評価する。

上記の運用により、当社の放射線業務従事者がいつどのくらいの線量を受けたか把握できるように管理している。また、協力会社の放射線業務従事者においても同様である。

浜岡の線量管理イメージを図-1に示す。

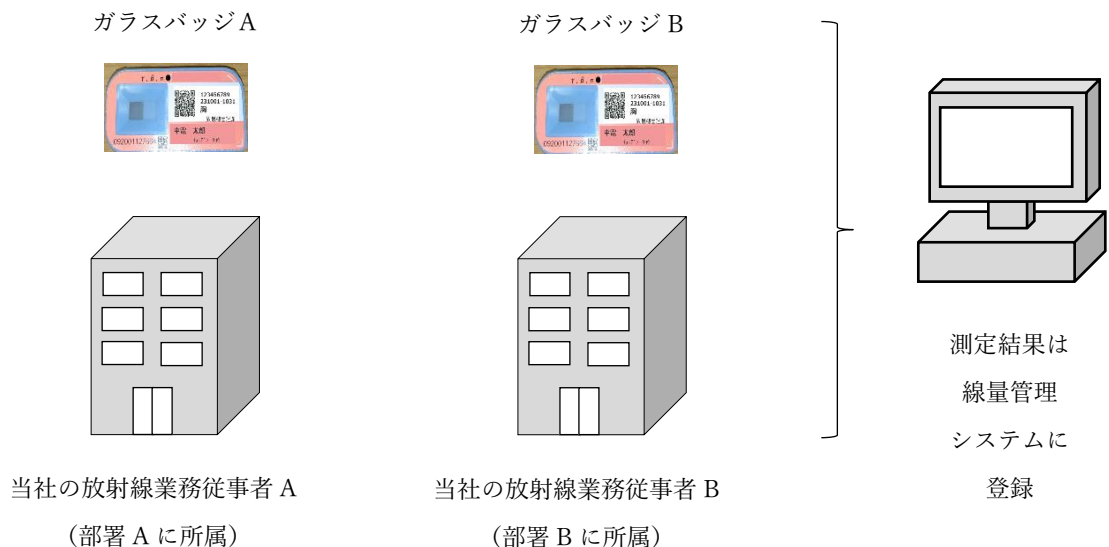


図-1 浜岡の線量管理イメージ

## 2.2. ガラスバッジの導入に伴う線量管理の詳細について

ガラスバッジの導入に伴い、当社及び協力会社の放射線業務従事者に対する外部被ばくの線量管理を以下の通り実施する。

### 当社におけるガラスバッジ及び電子式線量計の運用と線量管理

#### 【調達】

- ・当社浜岡の放射線管理部門（放射線管理課）が、毎月、放射線業務従事者（当社及び協力会社）のガラスバッジを JAB 認定測定サービス事業者から調達する。
- ・ JAB 認定測定サービス事業者であることは、JAB の認定証が有効期限内（4 年間）であることをもって確認する。

#### 【配付】

- ・ 調達したガラスバッジを放射線管理課が当社の各部署及び協力会社へ配付する。

#### 【使用、保管】

- ・放射線業務従事者は、管理区域入域時にガラスバッジを着用する。
- ・本人以外に使用されることのないよう各自が責任をもって保管する。

#### 【電子式線量計の管理】

- ・管理区域入域時に電子式線量計を着用し、日々の線量を測定する。  
（測定結果は暫定値として測定の都度線量管理システムに登録する。）
- ・保有数量の確保と定期的な点検校正により維持管理を図る。

#### 【回収、測定依頼】

- ・放射線管理課は、毎月、当社の各部署及び協力会社からガラスバッジを回収する。
- ・放射線管理課は、JAB 認定測定サービス事業者へガラスバッジの測定を依頼する。

#### 【測定結果の登録、線量管理、個人への通知】

- ・放射線管理課は、毎月、ガラスバッジの測定結果を線量管理システムに登録する。登録した測定結果は線量管理システムによって、実効線量及び等価線量へ算定したうえで、当社の放射線業務従事者の外部被ばく線量を評価する。
- ・協力会社の放射線業務従事者については、ガラスバッジの測定結果及び線量管理システムによる算定の結果を放射線管理課から協力会社へ配布し、協力会社にて評価する。
- ・保安規定第 1 編第 9 7 条（第 2 編第 5 2 条）に定める 3 ヶ月に 1 回（女子にあつては、1 ヶ月に 1 回）の外部被ばく線量の評価は、ガラスバッジで測定した結果を用いて行い、毎月の評価結果から線量限度を超えていないことを確認する。
- ・ガラスバッジの測定結果による、毎月の外部被ばく線量の評価結果が確認できるまでの期間は、電子式線量計の値を暫定値として使用し、前月までの確定値に足して、目安線量（当社の各部署が業務内容に応じて年度毎に設定する。）により、きめ細かな線量管理を実施する。  
（目安線量を超えた者に関しては、線量実績、目安線量の変更理由等を確認し、目安線量を変更する。）
- ・放射線管理課は、個人線量の評価結果を当社の放射線業務従事者に通知する。

#### 【協力会社が遵守すべき放射線管理事項の要求】

- ・保安規定第 1 編第 1 0 3 条（第 2 編第 5 8 条）に基づき、管理区域へ立ち入る者に線量測定

器により線量を測定する等、放射線管理に係る遵守事項を二次文書（指針）に示している。また、放射線管理に係る遵守事項の詳細、注意事項及び事務手続き等を三次文書（手引）に示している。

- ・協力会社との工事契約時等において、協力会社は放射線管理の責任を負うとともに、放射線管理法令と合わせて二次文書（指針）及び三次文書（手引）を遵守することを工事仕様書（放射線管理事項）により要求している。

#### 協力会社による線量管理

- ・当社の二次文書（指針）、三次文書（手引）及び工事仕様書（放射線管理事項）に基づき、協力会社にて放射線業務従事者の線量が線量限度を超えないように管理する等、放射線防護上の必要な事項を実施する。
- ・外部被ばくの線量管理については、ガラスバッジを放射線業務従事者に着用（電子式線量計も管理区域入域の都度着用）させる。また、ガラスバッジは、毎月、当社へ返却する。
- ・ガラスバッジの測定結果及び線量管理システムによる算定結果を放射線管理課より受領する。
- ・ガラスバッジの測定結果による毎月の外部被ばく線量の評価結果が確認できるまでの期間は、電子式線量計の値を暫定値として使用し、前月までの確定値に足して、目安線量（協力は会社は一律「年度あたり15mSv（女子は3ヶ月あたり4mSv）」を設定する。）により、きめ細かな線量管理を実施する。（目安線量を超えた者に関しては、線量実績、目安線量の変更理由等を確認し、目安線量を変更する。）
- ・個人線量の評価結果を放射線業務従事者に通知する。

#### 3. ガラスバッジの導入に伴う各条文の整理について

これまで、電子式線量計については、放射線管理課が定期的な点検等を行い、必要な数量を確保していたが、今回導入するガラスバッジについては、JAB認定測定サービス事業者が測定、点検及び校正を実施することになるため、保安規定第1編第100条（保安規定第2編第55条）から外部被ばくを測定する線量計に関する記載を削除する。

ガラスバッジの運用については、保安規定第1編第3条（第2編第3条）【品質マネジメントシステム計画】に基づく二次文書（指針）及び三次文書（手引）に規定する。関連する条文及びその条文に基づき二次文書（指針）及び三次文書（手引）に定める運用については表-1及び図-2の通り整理した。

#### 4. 審査基準に対する当社及び協力会社放射線業務従事者の線量管理について

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準「実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等」及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準「(10) 線量、線量当量、汚染の除去等」では、線量管理に関して「放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。」が規定されている。これを受け、保安規定第1編第97条第2

項（第2編第52条第2項）に、当社の放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えていないことの確認に関する事項を規定している。この線量管理を行うためのガラスバッジの運用については、第3条（品質マネジメントシステム計画）に基づく下部規程に定める。

一方、協力会社の放射線業務従事者の線量管理については、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準「実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等」及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準「(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限」の「役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。」に基づき、保安規定第1編第103条(第2編第58条)に放射線防護上の必要な事項を定め、工事仕様書（放射線管理事項）により協力会社に要求する事項を規定している。この中で、各受注者が協力会社の放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えないようにすることについても要求を課している。

また、当社としても発電所で働く全ての放射線業務従事者の線量を把握し、線量管理を行う必要があることから、協力会社の放射線業務従事者の毎月の評価結果を当社へ報告することを第3条（品質マネジメントシステム計画）に基づく下部規程で要求したうえで、協力会社を含む浜岡の放射線業務従事者の線量が線量限度を超えていないことを確認することを定めている。

以 上

表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について（その1）

保安規定条文	第1編第3条	第2編第3条																																								
<p>条文内容</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 472 1255 617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>品質保証計画書</td> <td>放射線管理指針</td> <td>発電所</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 655 1095 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">放射線管理指針</td> <td>第90条の2から第105条、第119条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書				文書名	管理部署	6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所	適用部署における文書名		第3章以降の関連条文	放射線管理指針		第90条の2から第105条、第119条	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 472 2451 617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>品質保証計画書</td> <td>放射線管理指針</td> <td>発電所</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 655 2291 703"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">放射線管理指針</td> <td>第45条の2から第59条、第75条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書				文書名	管理部署	6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所	適用部署における文書名		第3章以降の関連条文	放射線管理指針		第45条の2から第59条、第75条
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																							
			文書名	管理部署																																						
6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所																																						
適用部署における文書名		第3章以降の関連条文																																								
放射線管理指針		第90条の2から第105条、第119条																																								
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																							
			文書名	管理部署																																						
6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所																																						
適用部署における文書名		第3章以降の関連条文																																								
放射線管理指針		第45条の2から第59条、第75条																																								
下部規定	放射線管理指針（二次文書）	被ばく管理手引（三次文書）																																								
適用範囲	発電所が実施する放射線管理に適用する	浜岡原子力発電所の管理区域に立ち入る放射線業務従事者および一時立入者に適用する																																								
下部規定の規定概要	放射線管理（目標値の設定、被ばく線量の測定、被ばく線量の通知）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被ばく線量の測定</li> <li>被ばく線量の算定・評価</li> </ul>																																								
<p>下部規程の記載（案）  (青文字が加筆修正箇所)</p>	<p>5.2.1 目標値の設定 a 個人の線量目標値の設定 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者について各年度における線量目標値を設定する。（以下省略）</p> <p>5.2.11 被ばく線量の測定 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者、および一時立入者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量および内部被ばくによる線量を表10に定める測定器および頻度により測定する。（以下省略）</p> <p>表10 管理区域へ立入る者の線量測定に用いる基本的な測定器および測定頻度</p> <table border="1" data-bbox="546 1058 1590 1184"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>線量測定器</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部被ばくによる線量</td> <td>電子式線量計またはあらかじめ放射線管理課長が承認したもの</td> <td>立入の都度</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ※1</td> <td>1ヶ月に1回 (一時立入者を除く)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：公益財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた測定サービス事業者の線量計とする</p> <p>5.2.12 被ばく線量の評価 a 内部および外部被ばく線量評価 放射線管理課長は、5.2.11の測定結果より所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表11に定める項目および頻度に基づき評価する。また放射線業務従事者の評価結果を記録し、表1の線量限度を超えていないことを確認する。（以下省略）</p> <p>表1 放射線業務従事者の線量限度</p> <table border="1" data-bbox="546 1383 1466 1543"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実効線量限度</td> <td>実効線量 100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間</td> </tr> <tr> <td>(2) 女子の線量限度※1</td> <td>実効線量 5ミリシーベルト/3ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>(3) 組織の線量限度</td> <td>等価線量 眼の水晶体：100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間 皮膚：500ミリシーベルト/1年間</td> </tr> <tr> <td>(4) 妊娠中の女子の線量限度</td> <td>外部被ばく 腹部表面の等価線量：2ミリシーベルト/妊娠期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>表11 線量の評価項目および評価頻度</p> <table border="1" data-bbox="546 1591 1118 1648"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月に1回および必要の都度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.2.13 被ばく線量の通知 a 放射線管理課長は、5.2.12aの所員の放射線業務従事者における被ばく線量評価結果を各課長等を経由して遅滞なく本人に通知する。（以下省略）</p>	項目	線量測定器	測定頻度	外部被ばくによる線量	電子式線量計またはあらかじめ放射線管理課長が承認したもの	立入の都度	ガラスバッジ※1	1ヶ月に1回 (一時立入者を除く)	項目	線量限度	(1) 実効線量限度	実効線量 100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間	(2) 女子の線量限度※1	実効線量 5ミリシーベルト/3ヶ月間	(3) 組織の線量限度	等価線量 眼の水晶体：100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間 皮膚：500ミリシーベルト/1年間	(4) 妊娠中の女子の線量限度	外部被ばく 腹部表面の等価線量：2ミリシーベルト/妊娠期間	項目	測定頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月に1回および必要の都度。	<p>4.2 被ばく線量の測定 4.2.1 線量目標値の設定 a 目安線量の設定 (1) 所員等の目安線量 ウ 放射線管理課長は、各課長等から提出された『目安線量計画書』を基に年度の所員等の目安線量を承認する。承認後、目安線量を線量管理システムに入力する。 (2) 請負会社の目安線量 放射線管理課長は、請負会社の放射線業務従事者に対して、目安線量を15mSv/年度(ただし、女子(妊娠する可能性がないと診断された者を除く)の場合は4mSv/3ヶ月間とする)とし、線量管理システムに入力する。また、妊娠中の女子の目安線量は(中略)協議により決定し、線量管理システムに入力する。 (3) 日管理線量の設定 放射線管理課長は、放射線業務従事者および一時立入者の1日あたりの被ばく線量として日管理線量を1mSvおよび0.1mSv(日管理警報設定値は0.8mSvおよび0.05mSv)と定める。 4.2.2 放射線業務従事者の被ばく線量測定 a 外部被ばく線量測定(体幹部基本部位) (1) 放射線管理課長は、所員等の管理区域立入の都度に(中略)電子式線量計(以下、EPDという)または放射線管理課長が認めた線量測定器(着用部位 体幹部基本部位)により所員等の放射線業務従事者の外部被ばく線量(中略)を測定する。 (2) 放射線管理課長は、所員等および請負会社の放射線業務従事者の外部被ばく線量をガラスバッジ(着用部位 体幹部基本部位)により1ヶ月に1回測定する。 (3) 放射線管理課長は、上記(2)のガラスバッジについて、公益財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた測定サービス事業者(以下、「測定サービス事業者」という。)の線量計を使用する。 (4) 放射線管理課長は、上記(2)のガラスバッジについて、必要となる数量を確保し、所員等および請負会社へ配付する。 (5) 放射線管理課長は、上記(2)のガラスバッジによる外部被ばく線量の測定を以下のとおり実施する。 ア 所員等および請負会社の放射線業務従事者が使用したガラスバッジを毎月初めに回収する。 イ 回収したガラスバッジの測定を測定サービス事業者に依頼した後、回収したガラスバッジを測定サービス事業者に引き渡す。 ウ 測定サービス事業者から測定結果の報告を受けた後、測定結果を線量管理システムへ登録する。 エ 請負会社の放射線業務従事者の測定結果を請負会社へ引き渡す。 オ ガラスバッジの測定値による線量の評価結果が得られるまでの間はEPDの測定値を暫定値として外部被ばくの管理を実施する。 (6) 各課長等は、放射線管理課長が配布するガラスバッジの取扱いを以下のとおり実施する。 ア 管理区域に立ち入る放射線業務従事者に着用させ、外部被ばく線量を測定させる。 イ 本人以外のものが使用することがないように各自に責任をもって保管させる。</p> <p>4.3 被ばく線量の算定・評価 4.3.3 被ばく線量評価結果の記録および通知 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく線量に係わる(中略)個人管理記録を作成し、報告または通知を次の通り行う。 a 定期線量報告書 (1) 放射線管理課長は、所員等の放射線業務従事者に係る被ばく線量の評価結果を1ヶ月毎に『定期線量報告書(所員用)』に記録し、以下の線量限度を超えていないことを確認し、(中略)承認する。(以下省略) (2) 放射線管理課長は、請負会社(登録申請会社)の放射線業務従事者に係る被ばく線量の測定結果を1ヶ月毎に(中略)記録し、(中略)4.3.3a(1)の線量限度を超えていないことを確認し、承認する。(以下省略) (3) 放射線管理課長は、請負会社の定期線量報告書(中略)を受取り、(中略)4.3.3a(1)の線量限度を超えていないことを確認し、承認する。 b 定期線量通知書 (1) 放射線管理課長は、(中略)被ばく評価結果を申請業務システムへ入力し、各課長等に通知する。(中略) また、外来社員および出向社員については、(中略)『定期線量通知書』により各課長等に通知する。 (2) 各課長等は、(1)項で通知を受けた被ばく評価結果について、申請業務システムにより確認するよう所員(出向社員を除く)の放射線業務従事者に指示する。所員(出向社員を除く)の放射線業務従事者は、申請業務システムにより、被ばく評価結果を確認する。(中略)また、外来社員および出向社員の放射線業務従事者は、(中略)『定期線量通知書』により確認し、署名または確認印、および確認年月日を『定期線量通知書』に記載する。(以下省略)</p>																		
項目	線量測定器	測定頻度																																								
外部被ばくによる線量	電子式線量計またはあらかじめ放射線管理課長が承認したもの	立入の都度																																								
	ガラスバッジ※1	1ヶ月に1回 (一時立入者を除く)																																								
項目	線量限度																																									
(1) 実効線量限度	実効線量 100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間																																									
(2) 女子の線量限度※1	実効線量 5ミリシーベルト/3ヶ月間																																									
(3) 組織の線量限度	等価線量 眼の水晶体：100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間 皮膚：500ミリシーベルト/1年間																																									
(4) 妊娠中の女子の線量限度	外部被ばく 腹部表面の等価線量：2ミリシーベルト/妊娠期間																																									
項目	測定頻度																																									
外部被ばくによる線量	1ヶ月に1回および必要の都度。																																									

表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について (その2)

保安規定条文	第1編第3条	第2編第3条																																																																												
<p>条文内容</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書(組織が必要と決定した指針)との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1255 621"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>品質保証計画書</td> <td>放射線管理指針</td> <td>発電所</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 657 1095 705"> <thead> <tr> <th>適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理指針</td> <td>第90条の2から第105条、第119条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書				文書名	管理部署	6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所	7.1					7.5					7.6					8.2.4					適用部署における文書名	第3章以降の関連条文	放射線管理指針	第90条の2から第105条、第119条	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書(組織が必要と決定した指針)との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 474 2451 621"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>品質保証計画書</td> <td>放射線管理指針</td> <td>発電所</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 657 2291 705"> <thead> <tr> <th>適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理指針</td> <td>第45条の2から第59条、第75条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書				文書名	管理部署	6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所	7.1					7.5					7.6					8.2.4					適用部署における文書名	第3章以降の関連条文	放射線管理指針	第45条の2から第59条、第75条
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																																																											
			文書名	管理部署																																																																										
6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所																																																																										
7.1																																																																														
7.5																																																																														
7.6																																																																														
8.2.4																																																																														
適用部署における文書名	第3章以降の関連条文																																																																													
放射線管理指針	第90条の2から第105条、第119条																																																																													
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																																																											
			文書名	管理部署																																																																										
6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所																																																																										
7.1																																																																														
7.5																																																																														
7.6																																																																														
8.2.4																																																																														
適用部署における文書名	第3章以降の関連条文																																																																													
放射線管理指針	第45条の2から第59条、第75条																																																																													
下部規定	放射線管理指針(二次文書)	管理区域入退域管理手引(三次文書)																																																																												
適用範囲	発電所が実施する放射線管理に適用する	管理区域へ入退域する者に適用する																																																																												
下部規定の規定概要	放射線管理(管理区域への出入り管理)	管理区域への出入管理																																																																												
<p>下部規程の記載(案) (青文字が加筆修正箇所)</p>	<p>5.2.5 管理区域への出入り管理 d 管理区域出入者の遵守事項 放射線管理課長は、管理区域へ立入る所員に、次の事項を遵守させるための措置を講じる。 (2) 管理区域に立入る場合は、<b>ガラスバッジ(一時立入者を除く)</b>、電子式線量計またはあらかじめ放射線管理課長が承認した外部被ばくに係る線量測定器を着用すること。(以下省略)</p>	<p>4.2 管理区域への出入管理 管理区域への出入管理は、以下の方法で行う。 4.2.1 管理区域への入退域手順 a 管理区域に立入る者は、<b>ガラスバッジ(一時立入者を除く)</b>およびEPD等を着用し、(中略)入退域管理装置にかかり管理区域への出入りを行う。(以下省略)</p>																																																																												

表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について（その3）

保安規定条文	第1編第3条	第2編第3条																																												
<p>条文内容</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1255 617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1</td> <td rowspan="5">原子力品質保証規程</td> <td rowspan="5">品質保証計画書</td> <td rowspan="5">放射線管理指針</td> <td rowspan="5">発電所</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 657 1095 705"> <thead> <tr> <th>適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理指針</td> <td>第90条の2から第105条、第119条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書				文書名	管理部署	6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所	7.1	7.5	7.6	8.2.4	適用部署における文書名	第3章以降の関連条文	放射線管理指針	第90条の2から第105条、第119条	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 474 2451 617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1</td> <td rowspan="5">原子力品質保証規程</td> <td rowspan="5">品質保証計画書</td> <td rowspan="5">放射線管理指針</td> <td rowspan="5">発電所</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 657 2291 705"> <thead> <tr> <th>適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理指針</td> <td>第45条の2から第59条、第75条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書				文書名	管理部署	6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所	7.1	7.5	7.6	8.2.4	適用部署における文書名	第3章以降の関連条文	放射線管理指針	第45条の2から第59条、第75条
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																											
			文書名	管理部署																																										
6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所																																										
7.1																																														
7.5																																														
7.6																																														
8.2.4																																														
適用部署における文書名	第3章以降の関連条文																																													
放射線管理指針	第90条の2から第105条、第119条																																													
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																											
			文書名	管理部署																																										
6.1	原子力品質保証規程	品質保証計画書	放射線管理指針	発電所																																										
7.1																																														
7.5																																														
7.6																																														
8.2.4																																														
適用部署における文書名	第3章以降の関連条文																																													
放射線管理指針	第45条の2から第59条、第75条																																													
下部規定	放射線管理指針（二次文書）	放射線計測器管理手引（三次文書）																																												
適用範囲	発電所が実施する放射線管理に適用する	放射線管理指針に基づく監視機器および測定機器（以下、放射線計測器等という。）の管理に適用する。 ただし、放射線計測器等の点検については、施設管理指針（運転）および廃止措置管理指針に基づく管理となるため本手引の適用対象外とする。																																												
下部規定の規定概要	監視機器および測定機器の管理	放射線計測器管理業務																																												
下部規程の記載（案）	<p>5.5 監視機器および測定機器の管理 a 放射線管理課長は、監視項目および測定項目とそれらに必要な監視機器および測定機器を手引で定める。（以下省略）</p>	<p>4 放射線計測器管理業務 放射線計測器管理に係る業務は以下により実施する。 4.2 放射線計測器等の種類と数量 放射線管理課長（中略）は、『別表-1 放射線計測器等保有数量および定例確認項目』に示す放射線計測器の種類と保有数量を確認するとともに、最低保有数量を常に確保する。 4.3 放射線計測器の日常管理 4.3.2 日常管理の実施 放射線管理課長は、（中略）『別表-1 放射線計測器等保有数量および定例確認項目』（中略）に示す放射線計測器等について、日常的な確認を実施する。</p> <p>別表-1 放射線計測器等保有数量および定例確認項目</p> <table border="1" data-bbox="1650 1157 2813 1272"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器名称</th> <th rowspan="2">使用目的</th> <th rowspan="2">所管課</th> <th colspan="2">保有数量</th> <th colspan="3">定例確認</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保有目安数量</th> <th>最低保有数量</th> <th>1ヶ月に1回</th> <th>6ヶ月に1回</th> <th>1週間に1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子式線量計 （<math>\gamma</math>線用）</td> <td>個人線量当量の測定</td> <td>放射線管理課</td> <td>2600</td> <td>1000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入退域管理装置にて入退域処理を実施することにより機器の健全性を確認している</p>	機器名称	使用目的	所管課	保有数量		定例確認			備考	保有目安数量	最低保有数量	1ヶ月に1回	6ヶ月に1回	1週間に1回	電子式線量計 （ $\gamma$ 線用）	個人線量当量の測定	放射線管理課	2600	1000	-	-	-	※1																					
機器名称	使用目的	所管課				保有数量		定例確認				備考																																		
			保有目安数量	最低保有数量	1ヶ月に1回	6ヶ月に1回	1週間に1回																																							
電子式線量計 （ $\gamma$ 線用）	個人線量当量の測定	放射線管理課	2600	1000	-	-	-	※1																																						



表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について（その4）

保安規定条文	第1編第3条	第2編第3条																																										
<p>条文内容</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 472 1270 619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>品質保証計画書</td> <td>施設管理指針（運転）</td> <td>発電所</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="492 657 1587 783"> <thead> <tr> <th>適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設管理指針（運転）</td> <td>第11条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第21条から第22条、第24条、第27条、第27条の2、第30条から第32条、第39条、第39条の2、第41条から第44条、第47条、第49条から第56条、第59条から第62条、第71条、第73条、第80条、第89条、第100条、第106条から第106条の6、第119条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書		文書名	管理部署	文書名	管理部署	6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	施設管理指針（運転）	発電所	適用部署における文書名	第3章以降の関連条文	施設管理指針（運転）	第11条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第21条から第22条、第24条、第27条、第27条の2、第30条から第32条、第39条、第39条の2、第41条から第44条、第47条、第49条から第56条、第59条から第62条、第71条、第73条、第80条、第89条、第100条、第106条から第106条の6、第119条	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (中略) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書 ・表3-2に示す指針 ・品質マニュアル及び指針で規定する、手引及び個別文書 (中略) なお、第3条関連条項と一次文書・二次文書との関係を表3-1及び表3-2に、一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係を表3-3に示す。</p> <p>表3-2 本品質マネジメントシステム計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 472 2448 619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の 関連条項</th> <th colspan="2">一次文書</th> <th colspan="2">二次文書</th> </tr> <tr> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>品質保証計画書</td> <td>廃止措置管理指針</td> <td>発電所</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-3 一次文書・二次文書と第3章以降の関連条文との関係</p> <table border="1" data-bbox="1688 657 2772 709"> <thead> <tr> <th>適用部署における文書名</th> <th>第3章以降の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止措置管理指針</td> <td>第10条から第17条、第19条から第21条、第23条、第40条、第44条、第55条、第61条から第62条、第75条</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	一次文書		二次文書		文書名	管理部署	文書名	管理部署	6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	廃止措置管理指針	発電所	適用部署における文書名	第3章以降の関連条文	廃止措置管理指針	第10条から第17条、第19条から第21条、第23条、第40条、第44条、第55条、第61条から第62条、第75条	<p>下部規定</p>	<p>施設管理指針（運転）（二次文書）</p>	<p>廃止措置管理指針（二次文書）</p>	<p>点検計画管理手引（運転）（三次文書）</p>	<p>点検計画策定・データ管理に関する手引（廃止措置）（三次文書）</p>	<p>点検計画及び点検計画管理表（三次文書）</p>
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																									
	文書名	管理部署	文書名	管理部署																																								
6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	施設管理指針（運転）	発電所																																								
適用部署における文書名	第3章以降の関連条文																																											
施設管理指針（運転）	第11条、第11条の2、第12条の2、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条、第21条から第22条、第24条、第27条、第27条の2、第30条から第32条、第39条、第39条の2、第41条から第44条、第47条、第49条から第56条、第59条から第62条、第71条、第73条、第80条、第89条、第100条、第106条から第106条の6、第119条																																											
第3条の 関連条項	一次文書		二次文書																																									
	文書名	管理部署	文書名	管理部署																																								
6.1 7.1 7.5 7.6 8.2.4	原子力品質保証規程	品質保証計画書	廃止措置管理指針	発電所																																								
適用部署における文書名	第3章以降の関連条文																																											
廃止措置管理指針	第10条から第17条、第19条から第21条、第23条、第40条、第44条、第55条、第61条から第62条、第75条																																											
<p>適用範囲</p>	<p>原子力発電施設（1、2号炉に属する構築物・系統及び機器を除く）を設置し、維持していくために、原子力部および発電所が実施する一連の施設管理活動に適用する。</p>	<p>原子力部および発電所が実施する1号および2号炉の廃止措置（第2段階）に実施する廃止措置管理、施設運用管理および施設管理に適用する。</p>	<p>【12 施設管理指針（運転）】に基づき策定される点検計画および点検計画に係る関連プログラムの管理に適用する</p>	<p>【14 廃止措置管理指針】に基づき策定される点検計画の策定およびその点検時期を具体化した点検計画に係る管理表の管理に適用する。</p>	<p>放射線管理課が所掌する設備・機器に適用する。</p>																																							
<p>下部規定の規定概要</p>	<p>保全計画の策定</p>	<p>施設管理</p>	<p>点検計画の策定に関する管理業務</p>	<p>点検計画および点検計画に係る管理表の位置づけおよび承認者</p>	<p>点検の方法ならびに実施頻度等</p>																																							
<p>下部規程の記載（案）</p>	<p>5.5 保全計画の策定 5.5.1点検計画の策定 a 点検計画の策定 (1)施設管理を実施する部署の長は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、【12-58 点検計画管理手引（運転）】に従い、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた【点検計画】を策定する。（以下省略）</p>	<p>5.5 施設管理 5.5.6 保全計画の策定 a 点検計画の策定 (1)点検計画の策定 施設管理を実施する部署の長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた【点検計画】を【14-13 点検計画策定・データ管理に関する手引（廃止措置）】に従い策定する。（以下省略）</p>	<p>4.4 点検計画の策定に関する管理業務 【12 施設管理指針（運転）】5.5.1項に基づき、点検計画を策定する。 (2)施設管理を実施する部署の長は、機器の定例的な保全を計画する場合は、以下のとおり点検計画をプラマネにより策定し、点検計画管理表により実施時期を管理する。 ①点検計画（各編）の構成は、機器毎の実施頻度を定めた『機器別一覧』、点検の方法を定めた『点検計画表（共通）』を基にプラマネで管理する。（以下省略） ②点検計画管理表は、点検計画の実施頻度を遵守するため、以下事項を考慮して策定する。（以下省略）</p>	<p>4.2 点検計画および点検計画に係る管理表の位置づけおよび承認者 (1)点検計画は、機器毎に点検の方法ならびにそれらの実施頻度等を定める。 (2)点検計画に係る管理表は、点検計画で定めた実施頻度を遵守するため、その実施頻度を超えない範囲で具体的な点検時期を定める。（以下省略）</p>	<p>&lt;点検計画&gt; 点検計画表（共通）番号：4-1 構築物・系統・機器：測定機器（被ばく管理用計測器） 頻度：本格 点検手入れ・試験方法：特性試験 点検部位（大分類）：電子式線量計（γ線種）（NRG10） 点検部位（小分類）：本体 点検手入れ・試験内容：目視点検 線源校正 ブザー音量点検 交換部品の確認 採取データ項目及び 判定基準：目視点検結果 外観に異常がないこと 線源校正結果 指示誤差が±15%以内であること ブザー音量点検結果 100db以上 交換部品の確認結果 電池交換の確認</p> <p>&lt;点検計画管理表&gt; 機器ID：H0-Z99-D-GEPD 電子式線量計（γ線種） 運用周期：本格（1回/年） 点検周期：本格（1回/年）</p>																																							

表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について (その5)

保安規定条文	第1編第97条	第2編第52条																								
<p>条文内容</p>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第97条 2 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表97に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表97 線量評価項目及び頻度</p> <table border="1" data-bbox="498 344 1012 426"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3か月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3か月に1回 <sup>※1</sup>	<p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第52条 2 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の外部被ばくによる線量を立入りの都度測定し、実効線量及び等価線量を表52に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表52 線量評価項目及び頻度</p> <table border="1" data-bbox="1694 344 2243 426"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup>及び必要の都度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子にあっては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup> 及び必要の都度												
項目	頻度																									
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>																									
内部被ばくによる線量	3か月に1回 <sup>※1</sup>																									
項目	頻度																									
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>																									
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup> 及び必要の都度																									
<p>下部規定</p>	<p>放射線管理指針（二次文書）</p>	<p>被ばく管理手引（三次文書）</p>																								
<p>適用範囲</p>	<p>発電所が実施する放射線管理に適用する</p>	<p>浜岡原子力発電所の管理区域に立ち入る放射線業務従事者および一時立入者に適用する</p>																								
<p>下部規定の規定概要</p>	<p>放射線管理（被ばく線量の評価）</p>	<p>・被ばく線量の算定・評価</p>																								
<p>下部規程の記載（案） （青文字が加筆修正箇所）</p>	<p>5.2.12 被ばく線量の評価 a 内部および外部被ばく線量評価 放射線管理課長は、5.2.11の測定結果より所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表11に定める項目および頻度に基づき評価する。また放射線業務従事者の評価結果を記録し、表1の線量限度を超えていないことを確認する。（以下省略）</p> <p>表1 放射線業務従事者の線量限度</p> <table border="1" data-bbox="546 873 1466 1033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実効線量限度</td> <td>実効線量 100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間</td> </tr> <tr> <td>(2) 女子の線量限度<sup>※1</sup></td> <td>実効線量 5ミリシーベルト/3ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>(3) 組織の線量限度</td> <td>等価線量 眼の水晶体：100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間 皮膚：500ミリシーベルト/1年間</td> </tr> <tr> <td>(4) 妊娠中の女子の線量限度</td> <td>外部被ばく 腹部表面の等価線量：2ミリシーベルト/妊娠期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>表11 線量の評価項目および評価頻度</p> <table border="1" data-bbox="546 1081 1118 1138"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月に1回および必要の都度</td> </tr> </tbody> </table>	項目	線量限度	(1) 実効線量限度	実効線量 100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間	(2) 女子の線量限度 <sup>※1</sup>	実効線量 5ミリシーベルト/3ヶ月間	(3) 組織の線量限度	等価線量 眼の水晶体：100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間 皮膚：500ミリシーベルト/1年間	(4) 妊娠中の女子の線量限度	外部被ばく 腹部表面の等価線量：2ミリシーベルト/妊娠期間	項目	測定頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月に1回および必要の都度	<p>4.3 被ばく線量の算定・評価 4.3.1 被ばく線量の算定 放射線管理課長は、4.2.2放射線業務従事者の被ばく線量測定に基づき、所員等の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を（中略）ガラスバッジの測定結果により算定する。（以下省略）</p> <p>4.3.2 被ばく線量の評価 放射線管理課長は、所員等の放射線業務従事者の被ばく線量算定結果を基に次の通り被ばく線量を評価する。 a 外部被ばく線量 1ヶ月に1回評価する。</p> <p>4.3.3 被ばく線量評価結果の記録および通知 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく線量に係わる（中略）個人管理記録を作成し、報告または通知を次の通り行う。 a 定期線量報告書 (1) 放射線管理課長は、所員等の放射線業務従事者に係る被ばく線量の評価結果を1ヶ月毎に『記録様式 11-06-17(2)定期線量報告書（所員用）』に記録し、以下の線量限度を超えていないことを確認し、『記録様式 11-06-17(1)線量報告書』を表紙にして、承認する。</p> <p>放射線業務従事者の線量限度</p> <table border="1" data-bbox="1768 1150 2585 1360"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>線量限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 実効線量限度</td> <td>実効線量：100mSv/5年間かつ50mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>(2) 女子の線量限度</td> <td>実効線量：5mSv/3ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>(3) 組織の線量限度</td> <td>等価線量 眼の水晶体：100mSv/5年間かつ 50mSv/1年間 皮膚：500mSv/1年間</td> </tr> <tr> <td>(4) 妊娠中の女子の線量限度</td> <td>外部被ばく：腹部表面の等価線量：2mSv/妊娠期間 内部被ばく：実効線量：1mSv/妊娠期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放射線管理課長は、請負会社（登録申請会社）の放射線業務従事者に係る被ばく線量の測定結果を1ヶ月毎に（中略）記録し、（中略）4.3.3a(1)の線量限度を超えていないことを確認し、承認する。（以下省略） (3) 放射線管理課長は、請負会社の定期線量報告書（中略）を受取り、（中略）4.3.3a(1)の線量限度を超えていないことを確認し、承認する。</p>	項目	線量限度	(1) 実効線量限度	実効線量：100mSv/5年間かつ50mSv/1年間	(2) 女子の線量限度	実効線量：5mSv/3ヶ月間	(3) 組織の線量限度	等価線量 眼の水晶体：100mSv/5年間かつ 50mSv/1年間 皮膚：500mSv/1年間	(4) 妊娠中の女子の線量限度	外部被ばく：腹部表面の等価線量：2mSv/妊娠期間 内部被ばく：実効線量：1mSv/妊娠期間
項目	線量限度																									
(1) 実効線量限度	実効線量 100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間																									
(2) 女子の線量限度 <sup>※1</sup>	実効線量 5ミリシーベルト/3ヶ月間																									
(3) 組織の線量限度	等価線量 眼の水晶体：100ミリシーベルト/5年間 かつ 50ミリシーベルト/1年間 皮膚：500ミリシーベルト/1年間																									
(4) 妊娠中の女子の線量限度	外部被ばく 腹部表面の等価線量：2ミリシーベルト/妊娠期間																									
項目	測定頻度																									
外部被ばくによる線量	1ヶ月に1回および必要の都度																									
項目	線量限度																									
(1) 実効線量限度	実効線量：100mSv/5年間かつ50mSv/1年間																									
(2) 女子の線量限度	実効線量：5mSv/3ヶ月間																									
(3) 組織の線量限度	等価線量 眼の水晶体：100mSv/5年間かつ 50mSv/1年間 皮膚：500mSv/1年間																									
(4) 妊娠中の女子の線量限度	外部被ばく：腹部表面の等価線量：2mSv/妊娠期間 内部被ばく：実効線量：1mSv/妊娠期間																									

表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について (その6)

保安規定条文	第1編第100条	第2編第55条																																																																																		
条文内容	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第100条 放射線管理課長、廃棄物管理課長及び電気係課長は、表100に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表100 放射線計測器類の管理</p> <table border="1" data-bbox="492 331 1219 653"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台<sup>※1</sup></td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>集積線量計</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能用計測器</td> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>154台<sup>※2※3</sup></td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量          ※2：管理区域外測定用の5台を含む。          ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ計19台を含む。</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 <sup>※1</sup>	電気係課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>	体表面モニタ	7台 <sup>※1</sup>	電気係課長	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長	試料計数装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	放射線監視用計測器	集積線量計	1式 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	モニタリングポスト	7台 <sup>※1</sup>	環境放射能用計測器	エリア放射線モニタ	154台 <sup>※2※3</sup>	電気係課長	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第55条 放射線管理課長、廃棄物管理課長、電気係課長及び廃止措置工事課長は、表55に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表55 放射線計測器類の管理</p> <table border="1" data-bbox="1679 331 2407 678"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>数量</th> <th>所管課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>6台<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>6台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>体表面モニタ</td> <td>7台<sup>※1</sup></td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td>波高分析装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>試料計数装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器</td> <td>集積線量計</td> <td>1式<sup>※1</sup></td> <td rowspan="2">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>7台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>エリア放射線モニタ</td> <td>27台</td> <td>廃止措置工事課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>19台<sup>※2※3</sup></td> <td>電気係課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>波高分析装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉、4号炉及び5号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量          ※2：管理区域外測定用の1台を含む。          ※3：廃棄物減容処理装置建屋（第1建屋）、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）及びキャスク置場建屋のエリア放射線モニタ</p>	分類	計測器種類	数量	所管課長	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 <sup>※1</sup>	電気係課長	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>	体表面モニタ	7台 <sup>※1</sup>	電気係課長	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長	試料計数装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	放射線監視用計測器	集積線量計	1式 <sup>※1</sup>	放射線管理課長	モニタリングポスト	7台 <sup>※1</sup>	環境放射能用計測器	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長	積算線量計測定装置	19台 <sup>※2※3</sup>	電気係課長	環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長
分類	計測器種類	数量	所管課長																																																																																	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 <sup>※1</sup>	電気係課長																																																																																	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>																																																																																		
	体表面モニタ	7台 <sup>※1</sup>	電気係課長																																																																																	
	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長																																																																																	
	試料計数装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
放射線監視用計測器	集積線量計	1式 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
	モニタリングポスト	7台 <sup>※1</sup>																																																																																		
環境放射能用計測器	エリア放射線モニタ	154台 <sup>※2※3</sup>	電気係課長																																																																																	
	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長																																																																																	
	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
分類	計測器種類	数量	所管課長																																																																																	
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	1台 <sup>※1</sup>	電気係課長																																																																																	
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
	汚染密度測定用サーベイメータ	6台 <sup>※1</sup>																																																																																		
	体表面モニタ	7台 <sup>※1</sup>	電気係課長																																																																																	
	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長																																																																																	
	試料計数装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
放射線監視用計測器	集積線量計	1式 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
	モニタリングポスト	7台 <sup>※1</sup>																																																																																		
環境放射能用計測器	エリア放射線モニタ	27台	廃止措置工事課長																																																																																	
	積算線量計測定装置	19台 <sup>※2※3</sup>	電気係課長																																																																																	
環境放射能用計測器	波高分析装置	1台 <sup>※1</sup>	廃棄物管理課長																																																																																	
	積算線量計測定装置	1台 <sup>※1</sup>	放射線管理課長																																																																																	
下部規定	—	—																																																																																		
適用範囲	—	—																																																																																		
下部規定の規定概要	—	—																																																																																		
下部規程の記載（案）	—	—																																																																																		

※：第1編第100条（第2編第55条）からは電子式線量計に関する記載を削除する。

表-1 ガラスバッジの導入に係る運用の詳細及び各条文の整理について（その7）

保安規定条文	第1編第103条	第2編第58条
<p>条文内容</p>	<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第103条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ 出入方法に関する事</p> <p>ロ 個人線量計の着用に関する事</p> <p>ハ 保護衣の着用に関する事</p> <p>ニ 汚染拡大防止措置に関する事</p> <p>ホ 管理区域内での飲食及び喫煙に関する事</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事</p> <p>2 各課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第58条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ 出入方法に関する事</p> <p>ロ 個人線量計の着用に関する事</p> <p>ハ 保護衣の着用に関する事</p> <p>ニ 汚染拡大防止措置に関する事</p> <p>ホ 管理区域内での飲食及び喫煙に関する事</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事</p> <p>2 各課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、前項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>
<p>下部規定</p>	<p>放射線管理指針（二次文書）</p>	<p>工事仕様書（放射線管理事項）</p>
<p>適用範囲</p>	<p>発電所が実施する放射線管理に適用する</p>	<p>協力会社の放射線管理に適用する</p>
<p>下部規定の規定概要</p>	<p>請負会社に対する放射線管理</p>	<p>・線量管理 ・線量の測定・評価</p>
<p>下部規程の記載（案） （青文字が加筆修正箇所）</p>	<p>5.3.2 請負会社に対する放射線管理</p> <p>a 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、放射線防護上の次の遵守事項を定める。詳細は、『添付資料2 請負会社に対する放射線管理』による。（解説5.3.2a）</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関する事。</p> <p>イ 個人線量計の着用に関する事。</p> <p>ウ 保護衣の着用に関する事。</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関する事。</p> <p>オ 管理区域内での飲食および喫煙に関する事。</p> <p>(2) 線量評価の項目および頻度に関する事。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事</p> <p>（解説5.3.2a）放射線管理課長は、請負会社に対する放射線防護上の遵守事項を『添付資料2 請負会社に対する放射線管理』のとおり定め、本指針により所長の承認を得ている。</p> <p>b 各課長等は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、前項に定めた放射線防護上の遵守事項を遵守させる措置を講じる。（解説 5.3.2b） （解説 5.3.2b）放射線防護上の遵守事項を遵守させる措置は【調達管理手引】による。</p> <p>『添付資料2 請負会社に対する放射線管理』</p> <p>第2章 管理区域への出入管理</p> <p>3. 管理区域へ立入る者の遵守事項</p> <p>管理区域へ立入る者は、管理区域への立入りにあたって以下に定める事項を遵守する。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、『5.2.11 被ばく線量の測定』表10に定める個人線量計を着用すること。（以下省略）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>1. 線量の測定</p> <p>請負会社は、管理区域へ立入る者について『5.2.11 被ばく線量の測定』表10に定める線量測定器により測定する。</p> <p>2. 外部被ばくによる線量の確認</p> <p>請負会社は、管理区域へ立入る者について立入りの日ごとおよび1ヶ月ごとの外部被ばくによる線量を確認する。</p> <p>3. 線量の評価</p> <p>請負会社は、放射線業務従事者の線量を『5.2.12 被ばく線量の評価』表11に定める項目、頻度に基づき評価し、放射線管理課長に提出する。（以下省略）</p> <p>4. 線量の評価結果の通知</p> <p>請負会社は、被ばく線量の結果を評価の都度すみやかに本人に通知する。</p>	<p>4.5 線量管理</p> <p>4.5.1 線量限度</p> <p>放射線業務従事者の線量限度は、法令に定めるところにより『別表2 線量限度』のとおりとする。</p> <p>4.5.2 線量管理の運用基準</p> <p>請負者は、放射線業務従事者に対する線量管理を行うものとする。</p> <p>a 日管理線量基準</p> <p>(1) 1日の線量は、1ミリシーベルト以内で計画し、運用すること。</p> <p>(2) 上記の基準値を厳守するために、作業件名毎に電子式線量計（以下、E P Dという。）に警報値を設定し運用すること。</p> <p>c 線量管理の運用基準の変更および基準を超えた場合の確認</p> <p>(4) 当該年度の被ばくが、請負会社目安線量（年間15mSv：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠中の者を除く）は4mSv／3ヶ月）を超えるかまたは超える恐れのある場合には、当該放射線業務従事者に対して、以下ア～キの項目について、当該年度中の計画を作成し、【被ばく管理手引】に定める『請負会社目安線量変更申請書』に添付して、放射線管理課長に提出すること。</p> <p>ア 入域予定期間</p> <p>イ 予定される作業の内容</p> <p>ウ 立入予定場所および作業放射線環境</p> <p>エ 予想被ばく線量</p> <p>オ 被ばく低減対策</p> <p>カ 入域予定期間中の被ばく線量管理方法</p> <p>キ その他特記事項</p> <p>4.6 線量の測定・評価</p> <p>4.6.1 外部被ばくによる線量の測定・評価</p> <p>a 外部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 請負者は、管理区域に立ち入る放射線業務従事者について、当該工事期間中の外部被ばくによる線量を測定するための線量測定器として当社が貸与するE P Dおよびガラスバッジを着用させること。また、使用したガラスバッジは毎月初めに当社へ返却すること。</p> <p>b 外部被ばくによる線量の評価</p> <p>(1) 請負者は、外部被ばくによる線量の評価を次のとおり実施すること。</p> <p>ア 外部被ばくによる線量の公式記録は、原則として当社が貸与したガラスバッジの測定値を用いること。また、ガラスバッジの測定値による線量の評価結果が得られるまでの間はE P Dの測定値を暫定値として外部被ばくの管理を行うこと。</p> <p>なお、線量測定器は、男子および妊娠する可能性がないと診断された女子については胸部、その他の女子については腹部に着用させること。</p> <p>4.6.6 線量評価結果の報告</p> <p>請負者は、線量の評価結果について、評価の都度速やかに【被ばく管理手引】に定める『定期線量報告書』にて当社放射線管理課長に報告すること。</p> <p>なお、臨時に評価した場合には、【被ばく管理手引】に定める『放射線下作業記録』等を作成し、評価後直ちに当社放射線管理課長に報告すること。</p> <p>4.6.7 線量評価結果の個人通知</p> <p>請負者は、線量の評価結果について、その都度放射線管理手帳等に必要事項を記入するとともに、放射線業務従事者に通知すること。</p> <p>なお、通知内容は、「電離放射線障害防止規則第9条第3項」および「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第67条第6項」を満足するものであること。</p>

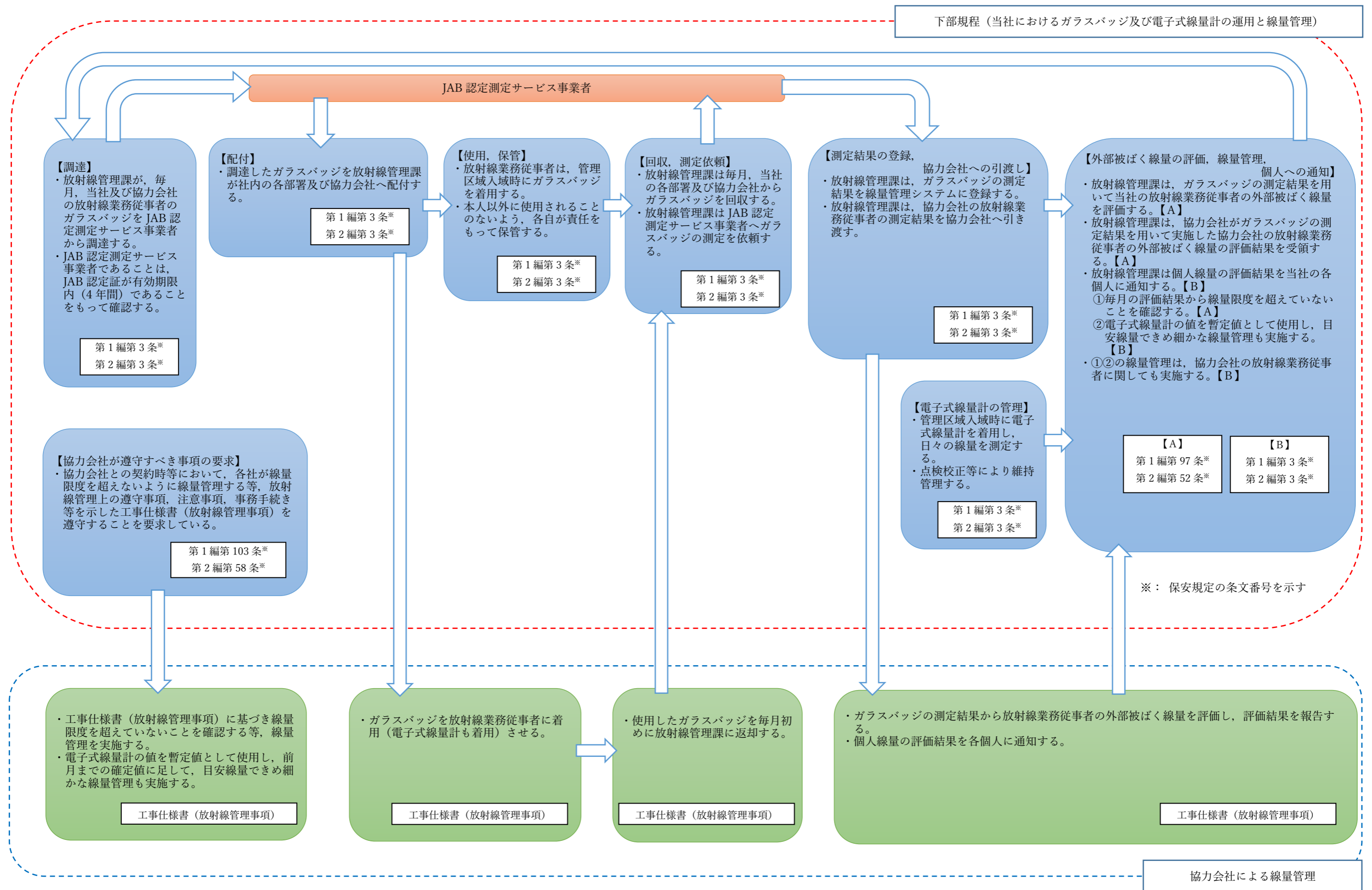


図-2 発電所における当社及び協力会社のガラスバッジ及び電子式線量計の運用と線量管理イメージ